

国土建第265号
平成27年2月6日

登録経営状況分析機関の長 へ

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金に係る
経営事項審査の事務取扱いについて

平成26年度補正予算におけるいわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについては、下記のとおりとしたので、経営状況分析業務にあたっては遺漏なく取り扱われたい。

記

1. 平成20年国土交通省告示第85号「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」第一の二2における「基準決算における流動負債と固定負債の合計の額」（以下「負債合計額」という。）に含まれる、経営状況分析の申請者がいわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証により金融機関から受けた借入金の額（以下「ゼロ債金融保証による借入金」という。）は、負債合計額から控除することができることとする。
2. 経営状況分析の申請者がゼロ債金融保証による借入金の負債合計額からの控除を求める場合においては、経営状況分析申請書（建設業法施行規則別記様式第25号の8）の余白に「ゼロ債金融保証による借入金 ○○○円」と記載して申請を行うこととする。
3. 1. により控除することができる金額は、いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による融資を実行した金融機関が別添様式又は金融機関所定の様式により残高証明したものに限りこととする。

〈様式〉

平成 年 月 日

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による融資残高証明書

(登録経営状況分析機関)

代表者 ○○ ○○ 殿

○○銀行

○○支店長 ○○ ○○ 印

○○株式会社に対する平成 年 月 日現在のいわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による融資残高は、○○, ○○○, ○○○円であることを証明します。

なお、その内訳は以下のとおりであり、各融資に係る金銭消費貸借契約証書（これに類するものを含む。）の写しを添付致します。

発注者	工事名	融資日	弁済期日	融資残高